

瑞穂町道路占用料徴収条例 新旧対照表

新				旧			
第1条から第6条 略				第1条から第6条 略			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占有物件		占用料		占有物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略	略	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略	略
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,020</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,210</u>
	略	略	略		略	略	略
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	長さ1メートルにつき1年	略	法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	長さ1メートルにつき1年	略
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>31</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>30</u>
	略		略		略		略
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>62</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>61</u>
	略		略		略		略
	外径が1メートル以上のもの		<u>310</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>300</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
法第32条第1項第5号に掲げる施設	略	略	略	法第32条第1項第5号に掲げる施設	略	略	略
	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,010</u>		上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
	地下に設ける通路		<u>600</u>		地下に設ける通路		<u>660</u>

	略			略
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>20</u>
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 020</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 020</u>
	略		略	略
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	<u>20</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>2, 020</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>20, 200</u>
		その		<u>10, 100</u>
	略			略
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>22</u>
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 210</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 210</u>
	略		略	略
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	<u>22</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>2, 210</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>22, 100</u>
		その		<u>11, 000</u>

		他の もの		
略		略	略	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占有面積1平方メートルにつき1年	2, 020	
略		略	略	
備考 略				
<u>附 則</u>				
<u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>				

		他の もの		
略		略	略	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占有面積1平方メートルにつき1年	2, 210	
略		略	略	
備考 略				